

令和8年度保育所等職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務
仕様書

1 業務名

令和8年度保育所等職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

公立保育所・認定こども園・幼稚園 全23施設（以下「保育所等」とする。）及び保育課

4 業務内容

保育所等及び保育課で保育所給食業務等に従事する者について、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、腸内細菌及びノロウイルスに係る検便検査を実施するもの。

5 検査実施方法

（1）検査は、次の区分により実施する。

検査区分	対象者	保育所・ 認定こども園対象 者数	幼稚園 対象 者数	実施 時期	実施 頻度	合計検査回数 (発注予定数量)	検査項目	備考 (対象者の詳細等)
腸内細菌検査	職員（調理従事者及び調乳担当等）	282人	20人	通年	毎月1回	4,511回	赤痢菌 サルモネラ 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌（O-26、O-111、O-128、O-157）	別紙検査対象施設一覧のとおり。
	職員（配膳担当）	270人	19人	4月 8月 12月	年間3回			
	監査等立入検査職員	20人	—	4月 から 10月 まで	年間1回			
ノロウイルス検査	調理従事者のみ	105人	7人	12月 2月	年間2回	224回	ノロウイルス簡易検査 (大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく10 ⁵ オーダー)	

※ノロウイルス検査については、受注者は、契約締結後15日以内に、受注者が行う検査法が、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく便1g当たり10⁵オーダーのノロウイルスを検出できる検査法であることを確認できる書類を、発注者に提出すること。

（2）検査回数、頻度等に係る注意事項

- ① その他緊急に検査の必要がある者について、発注者が別途指示する。
- ② 発注予定数量の変動等については「8 発注予定数量」を参照すること。

(3) 検査容器の配付

- ① 受注者は、履行開始後速やかに各保育所等に対して予定人数全員の3か月分に相当する検査容器を配付すること。配付作業は、四半期ごとに同様に繰り返すこと。
- ② 配付は、受注者の費用負担により郵送によることができるものとする。

(4) 検体の回収・検査

受注者は、発注者と協議して定める日に各保育所等から検体を持ち帰り、翌日までに検査を開始すること。ただし、次の条件を全て満たせば、郵送で回収することができる。

- ア 回収する検査容器を収納・梱包する容器を事前に準備すること。
- イ 送料を受注者が負担すること。
- ウ 送付方法等について、発注者と別途協議し決定すること。

(5) 結果報告

- ① 受注者は、検体を回収した（又は受け取った）日から起算して7日以内に各保育所等に報告書を提出すること。郵送により報告する場合は、宛て先は検査対象施設一覧の住所に送付すること。
- ② 報告内容
以下の項目を報告書に記載すること。
 - ・施設名
 - ・検査対象者名
 - ・検査結果（+・-で表示すること）
- ③ 検査の結果、陽性反応が生じた場合は、報告書の提出前であっても発注者へ直ちに電話連絡をすること（※腸管出血性大腸菌（0-157）において陽性反応が生じた場合、直ちにベロ毒素検査を行うこと。その際の費用は本契約の代金に含まないものとするが、事前に契約方法及び金額等について発注者と協議を行うこと。）。

(6) その他

- ① 検査容器（検体）は、腸内細菌検査とノロウイルス検査を兼ねることができる。
- ② 検体の回収は、腸内細菌検査とノロウイルス検査に係る検体の回収とを兼ねることができる。

6 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の（1）、（2）及び（3）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

- （1）業務実施責任者は、資格を求めない。
- （2）業務実施責任者は、受注者側の責任者として本業務の技術的な管理を行うとともに、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と連絡調整を行う等の事務を処理するものとする。
- （3）業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、契約締結後雇用関係が確認できる書類（社員証の写し等）を提出すること。

7 委託料の支払い

- （1）本業務は、1人・1回・1検体当たりの検査代金を定める単価契約とする。ただし、1検体で腸内細菌検査とノロウイルス検査を行った場合は、それぞれの検査に対し1回（合計2回）とする。

(契約単価表)

履行区分 (支払区分)		契約単価 (1人1検体1回あたり)	発注予定数量
内訳	腸内細菌検査	円	4,511回
	ノロウイルス検査	円	224回

(2) 本業務は、履行開始後、1か月を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量(検査実施回数)を乗じて計算し合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して計算した額とする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量(検査実施回数)を乗じて計算し合計した額とする。

(3) 受注者は1か月単位の委託料を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(4) 請求時の提出書類

受注者は、請求書の提出と合わせて次のア及びイの書類を提出すること。

ア 別表に示す施設ごとの検査回数、契約単価及びその合計金額を記載した請求内訳書。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、請求内訳書の記載金額は消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

イ 別表に示す施設ごとに、検査回数及びその内訳回数(腸内細菌検査にあつては回次毎)を記載した回数内訳書。なお、請求内訳書に必要事項の記載がある場合は回数内訳書の提出を省くことができる。

8 発注予定数量

検査実施回数(発注予定数量)は見込みであり、契約締結後に変動がある。ただし、上限・下限を次のとおりとする。なお、やむを得ず下限を下回ることとなった場合、発注者と受注者が委託料について協議を行う必要があると認めるときは、委託料(契約単価を含む。)の変更を行うものとする。

検査実施回数(発注予定数量)

検査区分		発注予定数量	
		上限	下限
内訳	腸内細菌検査	4,511回	3,609回
	ノロウイルス検査	224回	179回

9 その他

- (1) 本業務の検査を行うものは、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 2 条の規定による臨床検査技師の資格を有する者が行うこと。
- (2) 受注者は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や適切な管理を行わなければならない。
- (3) その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議の上、定めるものとする。

10 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育所係

電 話 (082) 420-0934

F A X (082) 422-6669

検査対象施設一覧

No.	施設名	住所
1	寺西保育所	東広島市西条町寺家 7735 番地 3
2	西条東保育所	東広島市西条西本町 11 番 24 号
3	板城保育所	東広島市西条町森近 966 番地 1
4	郷田保育所	東広島市西条町郷曾 11133 番地 2
5	御藪宇幼稚園	東広島市鏡山三丁目 6 番 27 号
6	吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351 番地 1
7	原保育所	東広島市八本松町原 6782 番地 1
8	高屋東保育所	東広島市高屋町白市 631 番地 1
9	小谷保育所	東広島市高屋町小谷 1694 番地
10	造賀保育所	東広島市高屋町造賀 3686 番地
11	認定こども園たかや	東広島市高屋町杵原 1276 番地
12	志和堀保育所	東広島市志和町志和堀 839 番地 6
13	板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田 438 番地 1
14	上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方 1411 番地
15	乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾 2131 番地
16	中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山 1453 番地 4
17	暁保育所	東広島市黒瀬町津江 857 番地
18	認定こども園くば	東広島市福富町久芳 3327 番地
19	認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁 534 番地 2
20	認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋 577 番地 1
21	河内西保育所	東広島市河内町河戸 802 番地 2
22	木谷保育所	東広島市安芸津町木谷 11218 番地 1
23	三津保育所	東広島市安芸津町三津 5545 番地 2
24	東広島市こども未来部 保育課	東広島市西条栄町 8 番 29 号

検査対象者数一覧

施設名	腸内細菌検査 対象者数			ノロウイルス検査 対象者数
	職員（調理従事者 及び調乳担当等）	職員（配膳担当）	監査等立入検査職員	調理従事者のみ
寺西保育所	20	29	0	8
西条東保育所	25	29	0	8
板城保育所	13	16	0	8
御菌宇幼稚園	20	19	0	7
郷田保育所	10	21	0	6
吉川保育所	12	5	0	3
原保育所	13	14	0	4
高屋東保育所	10	17	0	5
小谷保育所	10	15	0	4
造賀保育所	12	8	0	4
認定こども園たかや	19	22	0	9
志和堀保育所	8	4	0	4
板城西保育所	14	14	0	6
上黒瀬保育所	11	8	0	4
乃美尾保育所	14	11	0	5
中黒瀬保育所	16	28	0	8
暁保育所	11	11	0	4
木谷保育所	5	3	0	1
三津保育所	11	9	0	5
認定こども園くば	8	2	0	2
認定こども園たけに	8	2	0	1
認定こども園とよさか	16	0	0	4
河内西保育所	11	2	0	2
保育課（監査含む）	5	0	20	0
合計	302	289	20	112
保育所合計	282	270	20	105
幼稚園合計	20	19	0	7